

令和3年8月19日

保護者各位

野田市児童家庭部長

登園自粛要請期間の延長について（お願い）

保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の予防対策及び登園自粛にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

市では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、登園自粛期間を8月31日までとしてお願いしておりますが、感染急拡大に伴い国の緊急事態宣言が延長されたこと、ならびに市内の感染状況をふまえ登園自粛期間を、下記のとおり延長することといたします。

つきましては、感染防止のため休業している企業にお勤めの方、親族等の協力が得られる方など家庭内保育が可能な方については、引き続き家庭での保育にご協力いただきますようお願いいたします。

記

1. 登園自粛要請期間

令和3年9月30日（木）まで

※登園自粛を強制するものではありません。

※今後の感染状況や国の緊急事態宣言の期間を踏まえて、登園自粛要請期間を変更する場合があります。

2. 期間中の保育料（0～2歳クラス）及び給食費（3歳以上のクラス）について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を抑えるため、登園を控えた（欠席した）場合、保育料の日割計算及び給食費の減額を実施します。

※返還方法や手続については、「返還方法等について」の案内をご覧ください。

3. 保育の必要性の認定（求職活動中、育児休業からの復職予定の方）について

必要とされている就労の中止等を要請するものではないため、求職活動中の方や育児休業からの復職予定の方についての認定期間等の延長はいたしません。現在育児休業中で、もともと令和3年9月に育児休業から復帰予定でない方や、親族等の協力が得られる方など、家庭内保育が可能な方については、家庭での保育にご協力いただきますようお願いいたします。